

各位

甲斐市商工会
会長 清水 正二
(公印省略)

甲斐市商工会壮青年部設立総会の開催について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、甲斐市商工会では、山梨県商工会連合会からの依頼に基づき、満 45 歳以上 55 歳以下の会員やその親族等により組織する「壮青年部」を設立する運びとなりました。

つきましては、下記により設立総会を開催しますので、都合繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、貴殿におきまして、壮青年部員の資格を満たす方をご存じでしたら、本総会への出席並びに壮青年部への加入についてお声かけいただけますと幸いです。

記

1. 日 時 令和 7 年 3 月 24 日 (月) 午後 7 時
2. 場 所 居酒屋 広 (甲斐市西八幡 4034)
3. 対 象 者 満 45 歳以上 55 歳以下の甲斐市商工会員又はその親族若しくはその後継者と認められる者 (青年部卒業生に限らない)
4. 議 事 第 1 号議案 甲斐市商工会壮青年部の設立について
第 2 号議案 役員選任について
5. 会 費 5,000 円
6. 出欠報告 出欠席につきまして、令和 7 年 3 月 14 日 (金) までに、次の URL または QR コードよりご報告ください。

<https://forms.gle/fNh6w39oQDkPwUsi8>



甲斐市商工会 経営支援課 大村・花輪

TEL : 055-276-2385 FAX : 055-279-0187

【参考】甲斐市商工会定款抜粋 ※R6.6.18 認可

第3節 壮青年部

(壮青年部)

第58条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、壮青年世代の経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として壮青年部を置く。

(壮青年部員の資格)

第59条 壮青年部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員）又はその親族若しくはその後継者と認められる者であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、年齢満45歳以上55歳以下の者とする。

(壮青年部の事業範囲)

第60条 壮青年部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関する事。
- (2) 調査研究活動に関する事。
- (3) 広報及び意見活動に関する事。
- (4) 関係団体との連絡活動に関する事。
- (5) 社会一般の福祉の増進に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行う事。

(準用規定)

第61条 第52条（部長及び副部長）及び第53条（青年部について必要な事項）は壮青年部について準用する。